

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 20 分）

---

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第 6、議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町観光・文化施設旧依田邸）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町観光・文化施設旧依田邸）についてでございます。

詳細は担当から申し上げます。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2 番（鈴木茂孝君） それでは、質問させていただきます。私は12月の一般質問で、町外の方は1,000円、町内の方は300円ということで、非常に差があるということから、町内の利用者が多くなるということが考えられるというふうに述べました。その対策として、収益を確保するために、町内の方300円から500円に上げるべきではないかと、そして今、まつぎ荘は温泉が500円ですから、そこと同じ料金になるので共通回数券を作り、そして相互の利用を図ってはどうかというふうにお伝えし、そしてその際には、これは良い提案であると返事を頂きました。今後どのような、後の検討をされたのか教えていただきたいです。

○企画観光課長（高橋良延君） そもそもですね、この旧依田邸の設置条例については、31年3月の議会において、設置管理条例を議会にかけまして議員の皆さんにご承認いただいたところでございます。そのときに使用料につきましても、町外の1,000円、町内については300円ということで、これは議会の議決をもってご承認されたということは、まず、そちらの方はご理解下さい。これは既に議員の承認をされているということを前提に、これは分かっていたきたいと思います。

それと、300円としたのは、現行のかじかの湯の料金、町内料金は300円でございます。要は、かじかの湯から旧依田邸に温泉施設を移行するというパーク構想の考え方、そういうこ

とによって、かじかの湯と同じ料金で今までかじかを利用していた人が、旧依田邸でも利用しやすいように、そういったことで300円としたことです。ですから、ここは別に、町が勝手にですね、どうのこうのとしたわけではなくて、当然議会の手続き等々を経てこの料金ということで、我々も説明させていただいたところでございます。

○2番（鈴木茂孝君） もちろん、私はそのことは承知しておりまして、条例で決まっているということは承知しております。その中で、更に質問させてもらったわけです。その際に・・・では、これは良い提案ですねというのではなくて、これは条例で決まっているので無理ですというような答えが無かったというのはなぜでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） それは、説明不足と言われればそれまでということかも知れませんが、当然議会のところでも、議決の継続性というものもあるわけで、そこは3月に鈴木議員はいなかったかも知れませんが、それは、議会が承認してずっときていることですから、そこは3月にそういった議決があったということは鈴木議員だって調べられると思うんですよ。そこは、我々の説明がなかったからどうこうということは、ちょっとどうかなというような・・・。

（○町長（長嶋精一君）「議長それ判断してよ。議決・・・」）

○議長（藤井 要君） 町長、それは不適切発言ですよ。町長、黙っててください。

○2番（鈴木茂孝君） それではですね、今の問題があるとしまして、では、かじかの湯と同じようにするということはですね、かじかの湯には回数券というのがございます。こちら回数券を作るというお考えでよろしいですか。

○企画観光課長（高橋良延君） これも、細かい運用のことですけれども、かじかの湯のように回数券を作ってということは、現在のところ考えております。そういったことについては、考えています。

○2番（鈴木茂孝君） それでは、収支のご質問いたします。34,000人ということを利用して見込みをしていますが、これは10年のデータを取りまして、31,000人ということで、34,000人をはじき出したというお答えでしたけれども、私の方で直近の3年間を調べましたら、24,000人ということでしたけれども、この10年というデータの長さに・・・長期のデータを取った理由について教えて下さい。

○企画観光課長（高橋良延君） 10年というのはですね、直近ですと、例えば、かじかの湯は大きな修繕工事をやったりすると休館だとか、そういった特殊要因がございます。そういったこともあるもので、極端な話し、短いところになると、そういった特殊要因のところが入

ってきてしまうので、そこは10年のトレンドをみて、平均がどの位かというようなことで我々は算出したということでございます。

○2番（鈴木茂孝君） 入浴料のところですが、1,866万6千円ということで出ております。この内訳ですけれども、どのような内訳でしょうか。教えて下さい。

○企画観光課長（高橋良延君） こちらについてはですね、町外の割合が55パーセント、町内が45パーセントという比率でございます。

○2番（鈴木茂孝君） これもやっぱり10年のデータを参考にしたということでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 基本的にはそういった・・・10年とはいいませんけれども、要するに過去のトレンド、傾向を見て算出したしました。

○統括課長（高木和彦君） 今のうちにそれで言うておきますけれども、今回こういう計算で試算してありますけれども、先ほど、道の駅の関係・・・パーク構想が崩壊したわけですから、この数字は確保できないということを・・・だいぶ、変動が出ることを頭の中に入れておいてください。

（○5番（深澤 守君）「今の質問おかしくないですか。」）

○議長（藤井 要君） お静かにお願いします。鈴木君、また他の人もいるから・・・。

（○町長（長嶋精一君）「他の人に比べてよ・・・。」）

○2番（鈴木茂孝君） 過去3年を見ますと町内49%町外51%、町内の方が多というような結論になっておりますので、その辺も勘案していただきたいなというふうに思います。以上です。

○1番（田中道源君） 今回、文化財施設の方を伊豆学研究会さんに再委託するというふうになっております。行調の方から、この取得の経緯から、振興公社の委託の方が望ましいのではないかというような意見があったかと思うんですけれども、そのうえで、このような伊豆学研究会に再委託するところを選んだ理由を教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） 行調の方でもそういった意見があったわけです。伊豆学研究会に任せる、そういった施設の購入の経緯から考えたらどうかどうか云々というのもありましたが、町としてこちらの方については、現在、伊豆学研究会については、旧依田邸の管理を町と共同でやっています。

そういった中で、伊豆学研究会については、旧依田邸の・・・やはり、今まで関わってきたこともありますけれど、そういった文化的な知識ですとか、ノウハウ、価値を当然認識したうえで、伊豆学研究会は依田邸を管理しております。そういった、依田邸を後世に残したい

と・・・文化的な価値があるから後世に残したいという意識が非常に強く、また、伊豆学研究会については、しっかりした団体でございます。江川邸ですね、伊豆の国市の・・・そこも管理運営しているような、しっかりした団体でございます。そういった文化財の管理を伊豆学研究会に、なんとか活用も含めてですね、そこを委託するという事は、それは全く問題ないというようなことで我々の方は判断して、再委託という形にしたものでございます。

○1番（田中道源君） ご説明ありがとうございます。それでですね、昨日、現地調査しに行った際にですね、温泉施設の休憩所っていうのがあまりなくてですね、その分、文化施設にあたる所に休憩をしてもらおうようなお話をいただきました。また、同じように文化施設の方からも、温泉の方に行き来が・・・いわば自由にできるような状況になってると思います。これがですね、片や入場料を払って温泉に来ている人と、入場料はタダで文化施設の方から入ってくる人とが入り交じるような形になるかと思うんですけど、ここでおそらく混乱が生じるんじゃないかなと思うんですけど、どのような対応を考えているか教えてくださいませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） 温泉施設の方は、駐車場から玄関ホールをつけて、直接入って受け付けがでございます。母屋の方から入る方については、伊豆学等の施設の案内ボランティア・・・そちらが居るわけです。ですから、母屋の方から入った場合という心配をしていると思いますけれど、それは当然、施設の案内ボランティアの方については、ただ案内だけということではなくて、当然温泉の方に行く方については案内したり、我々の方は、当然案内看板等を含めて、母屋の方から行く人は受付を通してということで、そこはしっかりと利用者ですね案内していく、周知していくということはやってまいります。そのところで、じゃあ、どう混乱が生じるか云々ということはわかりませんが、そういったことをやったうえで、じゃあどういった改善が更に必要かということは、そのあと出ていって考えるべきことかなということだと思います。

○1番（田中道源君） 実際に運営していかないと、混乱の部分っていうのは見えてこない部分あるかと思いますが、1つあり得るなと思っていることとしましては、文化施設の方から入って・・・温泉に入ろうとしたところを、すいません、入湯料を払っていただけますかっていうようなやりとり・・・後で払おうと思ったよとか、何処で払うのかわからなかったよとかっていうやりとりの中で、せっかく来ているお客さんに気分悪くさせるようなことがあると上手くないんじゃないかなというふうに、少し心配したわけでございます。ですので、上手くそういったことのないような、気持ちよくお客さん達がいい湯だったなって帰れるよ

うな作戦を考えて頂きたいと思えますし、1つ、今、文化財の方は無料ということでなっているんですけども、こちらの方でお金を頂く、同じように300円頂くとかっていうようなお考えっていうのはありませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） 1点目の方の入浴の関係で、混乱しないようにということについては、そこはしっかりと我々の方は対応していきます。当然、お客さんが満足して帰っていただけるということを前提にこちらの方は、しっかりやってまいります。

それから、入館料・文化財の方の依田邸の入館料をとったらどうかというようなことについては、これもいろいろな議論があった中で、先ほどいいました設置条例のところ、依田邸については入館料は無料ということで対応いたしたいということで説明をしたところがございます。これが、未来永劫でこうなのかということは、確かなことは申し上げられません。その中で、いろいろな状況の変化があって、入館料をいただくようになるとか、そういうようなことも、もしかしたら、それは可能性はあるかもしれませんが、今の時点では入館料は無料という形で対応させていただきます。

○1番（田中道源君） こちらのですね、6ページの下の方に、築300年、建物の傷みも指摘されていますが、緊急性や優先順位を基に、計画的に修復されていくものと考えますというふうになっております。やはり、今、工事しております温泉の脇の建物であったり、奥の方の建物であったり、やはり手を加えていかなければいけないだろうと思う所は多々見受けられました。それも、取り壊すにしろ、修復するにしても、やはりタダというわけではないと思いますので、そういったものをいずれは、なんかしていかなければいけないんだという面も含めてですね、この文化財の無料が良いのか、また温泉施設の今の料金が適正であるのか、そういったものも今後検討していただけたらと思います。返答は結構です。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

○3番（小林克己君） 文化財の保護、保存っていうか、その辺の観点から伺わせていただきます。文化財ですと、いたずらがあったりですとか、油を撒かれたりとか、そのようにいたずらがあったりすることも文化財に対してあると思われました、今までで。その面に対して、防犯カメラとか、そのような防止施策っていうんですか、そういうことも含めたうえの文化財の保護っていう検討はなされていますでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 旧依田邸については、小林議員おっしゃるとおり、やはり、歴史ある貴重な文化財施設であります。防犯カメラの設置は、設置することで今計画しております。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

○5番（深澤 守君） 先ほどの、統括の答弁の中でですね、直売所ができない影響で、収支計画の人数が達成できないことを言って、それは議会が否決したから、そういう状態になるんだという趣旨の発言がありましたけれど、この収支計画を見ますと、初年度33,000人ですね、今度5月から開業する。それで、次の年は34,000人。この数字を比較すると、直売所が出来ても出来なくても、関係のない数字を出してきているわけですね。

先ほど統括が言った、直売所がないから34,000人の人数が確保できないっていうのが、この計画からみても嘘じゃないですか。その点の認識についてお伺いします。

○統括課長（高木和彦君） 町はパーク構想でですね、旧依田邸の方と道の駅の機能を上げるということですね、道の駅に来ていただくお客さんを増やそうと、そしてそのお客さんがですね、旧依田邸の方まで流れるということで、その間の道をですね、帯広の道でしたっけ・・・そういうふうに付けたりですね、全体で松崎町にお客さんを増やそうという計画していたわけです。

今回、直売所がなくなるということは、道の駅の魅力も今のまま、逆にお風呂の方がなくなるということで、機能自体が落ちることになりますけれども、そうすれば、当然、今の時点での計画というものからは、数字というのは大分変わってきます。そういうことがあってですね、これまた、来年、これだけの集客がなかったけれども、どうするって言われても私どもは困りますので、今のうち、全体計画が変わってくると、この数字も動いてきますよということでご説明をいたしました。

○5番（深澤 守君） それでは、現状の直売所がない時点の33,000人っていう数字、これは、どっから、どうやって弾き出してきたものですか。逆に考えれば1日平均すると、初年度、33,000人の330日ですから、1日平均大体100人程度になりますよね。次年度、この直売所が出来たとしても、365日のうちの34,000人だと、直売所ができたときの方が、平均人数が少ないわけですよ。ということは直売所ができてでもできなくても、この計画立てているということじゃないですか。

○企画観光課長（高橋良延君） この数字で行けばですね、こういうふうに計画を立てたところでございますが、確かに令和3年度、4年度のところで直売所が出来れば、そのところは相乗効果でですね、この34,000人より増やせれば、そのところは大いに大成功という形になるわけです。ですから、ここのところだけ見るとね、直売所が無くても、どうのこうのということはありませんけれど、全体的に見れば、直売所ができて道の駅を整備して、なお且

つ旧依田邸を整備して、お互いがうまく連携し合って、そこで相乗効果が出て、入浴者の増に結び付ければ良いんじゃないかということが我々の方はあったわけですので、このところは令和3年度は34,000人は、そこが出来て35,000千人、7千人8千人になればこのところは大いに成功であるわけで、ただ、直売所が無いからどうのこうのということではなくて、直売所は出来て、その道の駅と依田邸がうまく連携し合ってお客さんを増やしていければ、それで良いのかなという形で計画を立てました。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

○7番（高柳孝博君） 景観についてですけど、今、景観法というのが出ていまして、保護するのにいろんなことをやっている。私も以前、議員に立たせていただいた時に、景観条例を作るって話しをして、その中で保護してたらどうかということ提案したわけですが、ナマコ壁とかなんかを検討されているようですが、この依田邸については、どのようにお考えでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 現在のところ、依田邸単体といたしましては、本年度文化財の修繕計画これを策定いたしております。それによって、何処が悪いとか、直した方が良さみたいな計画が出てきますので、その計画を基に、順次依田邸については、修復計画を立てて実行していきたいということが1点と、あと全体、町全体でみると景観というのが大きな重要なことでございます。ナマコ壁しかりです。

その景観については、来年度において、これは総合計画にも示しましたですね、景観計画を作っていきたいということをやっていますので、その景観計画の中で、具体的にここはナマコ壁、柵田とか依田邸を含めて、そういったものが協議されるということでございます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

○6番（渡辺文彦君） ちょっと私もね、この指定管理にあたって、温泉部分と文化財部分があるわけですが、文化財部分を再委託することに対するの妥当性について伺いたいわけですが、企画観光課長は従来から、再委託は可能ですということをおっしゃっています。その根拠として、指定管理に関わる自治法の規定から出ているんだと思うんですけど、そこに書かれている内容は、再委託する場合は、掃除とか保守点検、警備とかそういうところに対する委託はできると書かれていると思うわけですね。主な文化財施設の業務そのもの本体を委託することは、基本的には不可能な文面だと僕は理解しているわけですが、今回、伊豆学に委託する部分は文化財部分の本体に関わる委託じゃないかと思うんですけど、その辺はいかが考えていますか。

○企画観光課長（高橋良延君） 例えば、振興公社が第三者への委託をする場合ということにおいては、これは国の方から通知がもう既に出ておりまして、部分的な委託は問題ないということと解釈されます。じゃあ、それならば部分的な委託というのが、この文化財の再委託に当たるのかどうかということになるわけですが、これは旧依田邸全体でみた場合では、温泉施設もあり、文化財施設も当然あるわけでごさいます、そこのところは、温泉施設、文化財施設ということであるならば、文化財施設の業務の一部ですね、それも案内をするとか、あと文化財のところイベントをやったりとかっていう、本当に限定的に限られた部分でございまして、ここは文化財の施設の部分の一部、業務委託というのは、国の通知、部分的な委託は問題ないということに解されるといってございまして、ここは問題ないということとを考えています。あくまでも、温泉施設、文化財部分があつて、文化財部分でもなおかつ案内部分とか、一部限定されたものですよっていうこととご理解ください。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

○6番（渡辺文彦君） 今の説明ですと、旧依田邸の部分に文化財部分と温泉部分があると、それを振興公社に委託したいと、振興公社に関しては再委託はできるから、文化財部分に関して、全体の中の一部だからっていうことでもって文化財部分を伊豆学に委託したいっていうふうな理解かと思うんですけど、ただ、依田邸の場合は、温泉施設も大切なんですけれども、文化財部分がおそらく大きな価値観があるということで、町はおそらくこういう\*\*\*を決めたと思うわけですね。とすると、文化財部分に対して、振興公社が積極的に関わるような体制ではないと、やっぱりまずいのではないかと思うわけなんですけれども、ただ全体の中の、2つの施設がある中の一だからってことで、一部委託ですよっていう言い方が通るのかどうかってことが、ちょっと疑問符があるんですがその辺いかがですかね。

○企画観光課長（高橋良延君） 振興公社はですね、全く関わらないということではないんですね。旧依田邸の包括指定管理は、振興公社であるわけですので、その全体のところの管理運営というのは振興公社があるわけです。だけど、その中の一の部分の部分を再委託するということは、これは国の方でも認められていることとありますので、ここは、振興公社が全くそこは関与しない云々ということではなくて、包括の指定管理としては、当然依田邸を見ることは必要でありますので、ただその中で伊豆学の方は、文化財の保存だとか、活用についてのノウハウだとか云々あるから、この一部分を伊豆学の方に再委託したいという趣旨でございまして、そこは全く・・依田邸のメインの業務だから、それは出来ませんという解釈ではないと我々は思っております。



○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

○6番（渡辺文彦君） 先ほどね、温泉施設の件ですけれども、集客に対しての質問があつて、令和2年度では、今のここの計画だとやっぱり100人ですね。令和3年ですと93人になるわけですけれども、ここの数字は、町内外の方を含めた数字になるわけですけれども、町内が45、町外が55っていうことで出ているわけですね。町内に関しては大人300円、子供は150円、町外は1,000円、子供が500円ということです。町外から来る大人・子供の比率が、どの位来るのかははっきり見えないし、町内でも大人の利用と、子供に利用がはっきり見えない中で、例えば令和2年度で1,866万6千円、こういう数字を出してきた数字の出し方がちょっとわからないんだけど、その辺ちょっと説明していただけますか。

○企画観光課長（高橋良延君） この中身を詳しく、数字として申し上げたいと思います。まず、1日利用者は99人という形でございます。その内訳といたしまして、町外の大人の方が52.4人・・・52人ですね。町外の小学生・・・小さい子供ということでは、こちらは1.7人約2人という形の利用者の見込み。それから今度は町内ですね、町内の大人については、1日41.4人約42人くらいという見込み。それから町内の小さい子供については、こちらは3.5人、3人から4人という形になります。そういったことで、1日の利用者計が99人、平均利用99という形で見込んだものでございます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

○6番（渡辺文彦君） この数字のはじき方は、今までの、かじかの湯の利用実績を見込んで、そこから弾き出したということによろしいですか。

○企画観光課長（高橋良延君） かじかの湯の実績を参考に算出しました。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

○7番（高柳孝博君） 温泉を使っている方の意見を色々と聞きますと、かじかの湯から奥に入るので、減ってしまうんじゃないかという意見の方もいらっしゃるわけですね。ですから、あそこから奥へ誘導するっていう何かの施策が必要になると思います。その辺りの考えはいかがでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 確かに、道の駅に来た人、お客さんを依田邸の方にも誘導したいということと、直接依田邸の方にも誘導したいという2つのこともあるのかなと、考察としてあるかなと思います。当然、歩道の整備とか、そういったことは、これからのハード的な整備という中ではやっていきますので、そういったことも含めて、当然道の駅からの誘導ですね、そういったことを視野に入れながらやってまいります。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。質疑が無いようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

○2番（鈴木茂孝君） 私、本案に反対いたします。やはり、なかなか人数が増えない中で、収支を確保するには、300円から500円に上げて収支を確保するというのが1番。そして、収支が上がるようであれば、またドリンクを飲ませるとか、そのようなサービスをやるのが1番良いんじゃないかと思って本案に反対いたします。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（高柳孝博君） 依田邸については、温泉については工事が既に始まっていて、それをどうするかという話になると思います。ここで、やっぱり管理者をつけておいて、更に活用を上手くするという検討も必要かと思います。そういった意味で賛成いたします。

収支については、やはり、あくまでも目標であって、料金がこれではまずいよってことであれば当然そこで考えなければいけないことでありまして、これは、もうマネジメントの世界だなと思います。その辺りをしっかりやって頂くことを期待いたしまして賛成いたします。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○6番（渡辺文彦君） 私は本件に関して賛成を表明いたします。今、高柳議員がおっしゃったように、温泉工事に対して既に着手されております。これを指定管理者がないって状況に置いておくということは大変まずい状況かとやっぱり考えるわけです。

鈴木議員がおっしゃるように、収支を考えると300円っていうことは、確かに疑問符が残るところでありますけれども、既に議会でもって承認している件でありますので、とりあえずこれで進めていただいて、また今度、収支等に問題があるならば、改めて料金に対して、町の方からも提案をいただければ、議論できるかと僕は考えていますので、とりあえずこの件に関しては、これで進めて行くことに関して賛成いたします。

○議長（藤井 要君） これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について(松崎町観光・文化施設旧依田邸)の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（藤井 要君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(午前12時01分)

---